

[丸亀革新懇世話人会]

**\*防災シンポ (平成24年3月20日 AM2:00~)**

丸亀市消防本部危機管理課  
副課長 山口 好則

**◆南海トラフ巨大地震の被害想定 (3/18国発表)**

- 1) 今回の被害想定の特徴について
- 2) 防災・減災対策の基本的な考え方について

**◆災害に強い都市基盤の整備**

- 1) 公共施設の耐震化について
- 2) 民間住宅の耐震化について

**◆危機管理体制の強化**

- 1) 市災害対策本部の設置について
- 2) 防災体制の強化について
- 3) 地域防災力の向上について
- 4) 防災情報の伝達について
- 5) 津波避難ビルの指定について
- 6) 海拔表示プレートについて

**◆その他**



内閣府発表（平成 24 年 8 月 29 日）

◆南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）  
及び被害想定（第一次報告）

1) 丸亀市最大津波高（満潮位・地殻変動考慮）

	国 24.8.29 公表	(17 年度公表) 県想定東南海・南海地震同時破壊
	南海トラフ 最大津波高 (m)	津波高 (m)
丸亀港	3 m	2.6m

2) 丸亀市浸水面積

	国 24.8.29 公表	(17 年度公表) 県想定東南海・南海地震同時破壊
	浸水面積 (ha) ケース 4 ※1	浸水面積 (ha) ※2
丸亀市	190	324

※1 浸水深 1cm 以上

津波が現況の堤防を超えた時点で、堤防が機能しなくなる。

※2 堤防・護岸なしの場合の浸水面積である。

3) 丸亀市最大震度（震度分布のうち最大のもの）

	国 24.8.29 公表	(17 年度公表) 県想定
	南海トラフ 最大クラス	東南海・南海地震同時破壊
丸亀市	6 強	6 弱

4) 被害想定（四国が大きく被災するケース）

○全壊及び焼失棟数

	国 24.8.29 公表		(17 年度公表) 県想定
	最小被害	最大被害	南海地震
香川県	約 8,100 棟	約 55,000 棟	4,596 棟
シーン	冬・深夜	冬・夕方	冬・夕方

○死者数

	国 24.8.29 公表		(17 年度公表) 県想定
	最小被害	最大被害	南海地震
香川県	約 90 人	約 3,500 人	188 人
シーン	夏・昼	冬・深夜	冬・夕方
風速	8m/s	8m/s	



内閣府発表（平成 25 年 3 月 18 日）

◆南海トラフ巨大地震の被害報告（第二次報告）

南海トラフ巨大地震・香川県内のライフライン被害想定（最大規模）				
	対象人口・ 契約件数	被災直後	被災 1 日後	被災 1 週間後
		被害	被害	被害
電 力	54 万軒	48 万軒	43 万軒	1 万 5 千軒
上水道	98 万人	74 万人	90 万人	51 万人
下水道	41 万人	37 万人	34 万人	1 万 4 千人
都市ガス	6 万戸	5 万 4 千戸	5 万 2 千戸	3 万 7 千戸
固定電話	24 万回線	22 万回線	20 万回線	1 万 3 千回戦

都市ガスの対象 6 万戸は全壊・半壊した家屋を除き試算



# 住宅の耐震診断・耐震改修工事へ補助を行います。

## 1. 補助対象となる住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋、併用住宅（住宅の用に供する部分が過半以上のものに限る）。※賃貸住宅・社宅は除く。
- ② 市内に住所を有する方が自ら所有しているものであり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること。
- ③ 建築基準法の規定に基づく違反がないこと。
- ④ 過去にこの事業により耐震診断や耐震改修工事を行っていないこと。
- ⑤ 耐震改修工事については、耐震診断により、倒壊・崩壊する危険性が高い、又はその危険性があるとされたもの。

## 2. 補助内容

### ①耐震診断

耐震診断技術者（※1）が建築基準法の規定や国の定める方針に基づき行うもの。

**補助額 耐震診断に要する費用の10分の9以内（9万円を限度）**

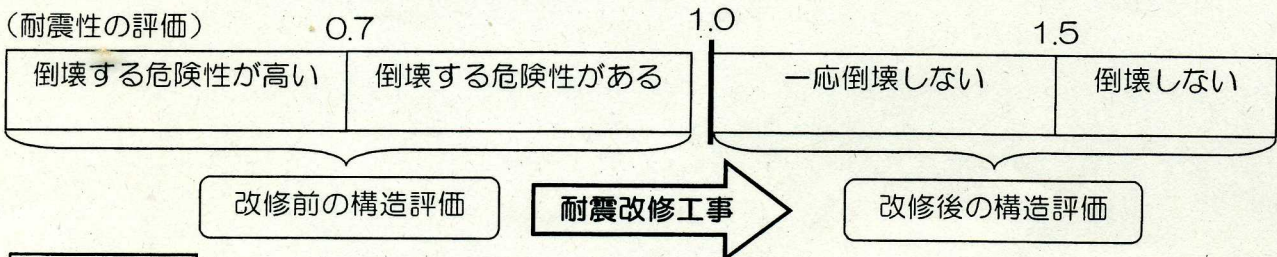
（※1）所定の講習を受けた建築士又は構造設計一級建築士

### ②耐震改修工事

建築基準法の規定や国の定める方針に基づき、地震に対して倒壊することのないレベルまで安全性の向上を図る工事（実施設計費用も含まれます）。県内に営業所を設けている事業者が施工することが条件です。

**補助額 耐震改修工事に要する費用の2分の1以内（90万円を限度）**

【例：木造住宅の場合（数値は構造評点を示す）】



## 3. 申請期限

平成26年1月17日（金）

## 4. 注意事項

- ① 耐震改修工事のみに補助を受ける場合も、事前に耐震診断技術者による耐震診断が必要です。
- ② 申請は敷地単位となりますので、敷地内に2棟あっても用途上不可分の住宅であれば1つの申請となり、補助額の上限は耐震診断で9万円、耐震改修で90万円となります。
- ③ 同一の建物について、二度の補助を受けることはできません。
- ④ 交付決定前に工事契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- ⑤ リフォーム工事を併せて行う場合は、耐震改修に要する経費のみが対象となります。
- ⑥ 市税を滞納している場合は補助を受けることができません。
- ⑦ 予算の範囲内での補助となりますので、申込みが多数の場合は先着順となります。



補助の申請先、問合せ先  
丸亀市役所都市計画課 電話(0877)24-8812（直通）



# 丸亀市民間住宅耐震対策支援事業 手続きの流れ

